

# 新料金のお知らせ



死亡牛適正処理費が令和元年10月1日より  
消費税率変更にもない、料金が変わります。

## ●BSE検査対象牛の料金

料金は税込みです。

月齢	区分	県外輸送費	適正処理費	計	一時保管施設利用料
96ヶ月齢以上	全て	4,400円	30,250円	34,650円	6,000円
48ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	起立不能牛 または 特定症状牛	〃	〃	〃	
24ヶ月齢以上48ヶ月齢未満	特定症状牛	〃	〃	〃	
3ヶ月齢以上24ヶ月齢未満		4,400円	12,650円	17,050円	
3ヶ月齢未満		1,650円	7,150円	8,800円	

- 起立不能牛または特定症状牛の区分は、各獣医師に確認してください。
- 上記のBSE検査対象牛は家畜クリーンセンター（一時保管施設）に搬入してください。
- の経費は従来どおり広島化製企業組合（旧萬谷商店）に支払ってください。
- の一時保管施設利用料は、従来どおり、農協等を通じて畜産推進機構が徴収を行います。

## ●BSE検査の対象とならない牛の料金

料金は税込みです。

月齢	県外輸送費	適正処理費	マニフェスト代	計
24ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	4,400円	30,250円	150円	34,800円
3ヶ月齢以上24ヶ月齢未満	4,400円	12,650円	150円	17,200円
3ヶ月齢未満	1,650円	7,150円	150円	8,950円

- の経費は従来どおり広島化製企業組合（旧萬谷商店）に支払ってください。

## ●BSE検査対象牛の料金に対して、国から補助金が交付されます

料金は税込みです。

月齢	県内依頼輸送費	県外輸送費	適正処理費
96ヶ月齢以上	2,000円	2,000円	7,500円
24ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	2,000円	2,000円	7,500円
3ヶ月齢以上24ヶ月齢未満	1,400円	1,750円	5,000円

- 家畜クリーンセンターまでの輸送を業者に依頼された場合は、その料金に対して補助金が交付されます。
- 死亡牛に対して国から交付される補助金は、適正処理が確認された後に畜産推進機構が交付します。



鳥取県農林水産部畜産課 ☎ 0857-26-7286  
 鳥取家畜保健衛生所 ☎ 0857-53-2240  
 倉吉家畜保健衛生所 ☎ 0858-26-3341  
 西部家畜保健衛生所 ☎ 0859-62-0140

公益社団法人  
 鳥取県畜産推進機構  
 ☎ 0857-32-8113

**BSEを早期に根絶するため死亡牛を適正処理しましょう!!**

# 死亡牛適正処理のしくみ

死亡牛



※96か月齢未満死亡牛 搬送

県外輸送費、適正処理費支払

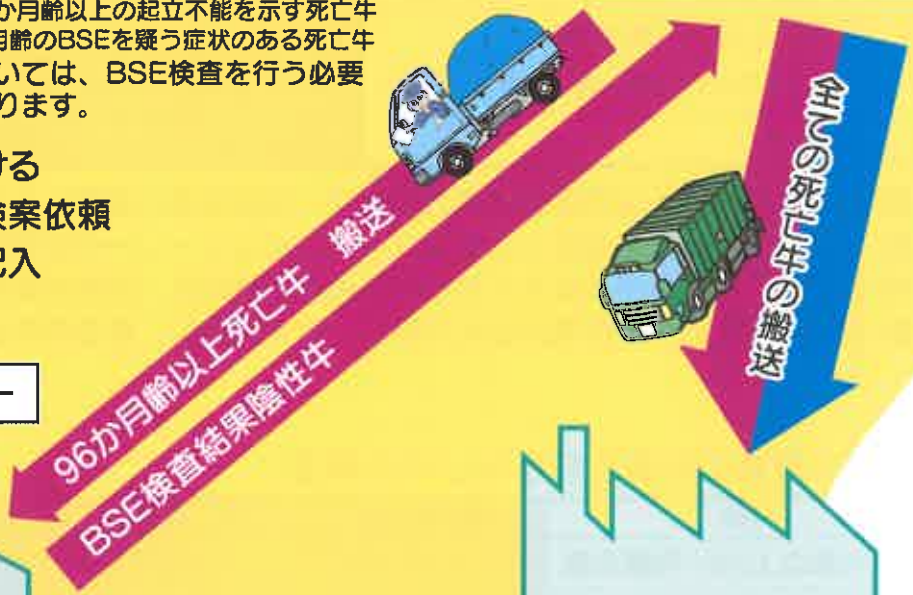


96か月齢以上死亡牛 搬送

広島化製企業組合  
鳥取営業所

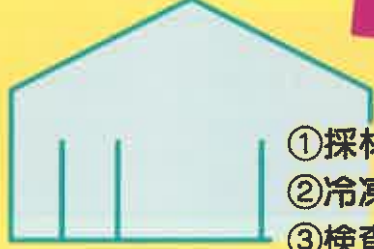
- ※ 96か月齢未満であっても
- ・48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛
  - ・全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛
- については、BSE検査を行う必要があります。

- ①家保へ届ける
- ②獣医師へ検案依頼
- ③整理票の記入



家畜クリーンセンター

(一時保管施設)



- ①採材・検査
- ②冷凍保管・管理
- ③検査結果待機

広島化製企業組合(広島県)

化製後焼却処分

東伯郡琴浦町松谷の家畜クリーンセンター  
及び広島化製企業組合はこちらです。

